

原子炉主任技術者の選任及び解任について
(行政相談)

令和5年4月28日
学校法人 近畿大学
原子力研究所

雇用関係が解除された教員の、原子炉主任技術者の継続の可否について確認をさせて頂きたい。原子炉主任技術者に指名された原子力研究所所属教員が、令和5年3月31日付で定年退職を迎え、近畿大学の雇用関係は解除された。一方で原子炉主任技術者としては解任されず、退職後も引き続き原子炉主任技術者として任務を遂行している。このことは核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十条第一項及び近畿大学原子力研究所原子炉施設保安規定第9条第一項を満たしており、正式な解任手続きが終了するまで任務を継続するが、原子炉主任者の任務を退職者が遂行するのは好ましくない状況であるため、早急に退職教員の原子炉主任技術者の任を解任し、現在、原子力研究所で選任する2名の原子炉主任技術者代行者から、原子炉主任技術者を選任する予定である。

現在の原子炉主任技術者の体制について、法令上問題ないか確認させて頂きたい。